

関係団体 御中

厚生労働省  
新型コロナウイルス感染症対策推進本部物資班

### 医療用手袋の備蓄品の売却の実施について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用物資（サージカルマスク、N95 マスク（DS2 マスク等を含む。）、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。以下同じ。）については、令和2年3月以降、医療現場で需給が逼迫したため、国として調達し、都道府県を通じて医療機関に無償で配布してまいりました。その後、医療機関の需給状況が改善したため、現在では、必要な備蓄を計画的に確保する対応を実施しています。

国の医療用物資の備蓄は、輸入途絶や需給逼迫の再発生に備え、医療従事者・国民の生命健康を守るため、医療機関、生産・輸入業者、販売業者（卸業者）といった全ての関係者や国民にとっての公的基盤として、今後も必要なものと考えております。

このため、今後においても国として継続的に備蓄を確保するため、新たな調達を行っていくとともに、備蓄の入替えとして売却放出を実施していくこととしております。

売却は一般競争入札の仕組みにより行うこととしておりますが、今般、医療用物資のうち非滅菌手袋の備蓄品について、売却の一般競争入札を、下記により実施することといたしました。この売却放出は、国の非滅菌手袋の備蓄品のうち、使用期限切れまで1年程度又は2年程度の製品を対象に実施して、その有効活用を図るものです。

貴団体におかれましては、別紙資料もご参照の上、下記売却の具体的内容、趣旨等についてご了知くださるようお願いするとともに、今般の非滅菌手袋の備蓄品の売却実施について、貴団体所属の各会員、構成員等に周知をいただき、各会員、構成員等における、購入に向けた検討や対応が円滑に進むよう、お取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 備蓄品売却の趣旨等

医療用物資については、令和 2 年 3 月以降、医療現場で需給が逼迫したため、国として調達し、都道府県を通じて医療機関に無償で配布を実施。医療用物資が不足する緊急事態において医療体制を確保し、医療従事者・国民の生命健康を守る役割を担ってきた。

国の医療用物資の備蓄は、輸入途絶や需給逼迫の再発生に備え、医療従事者・国民の生命健康を守るため、医療機関、生産・輸入業者、販売業者（卸業者）といった全ての関係者や国民にとっての公的基盤として、今後も必要なものと考えている。

このため、今後においても国として継続的に備蓄を確保するため、新たな調達を行っていくとともに、備蓄の入替えとして売却放出を実施する。国の医療用物資の備蓄のうち、使用期限切れまで 1 年程度の製品等を対象に売却を実施して、その有効活用を図っていくものであり、今回の非滅菌手袋の試行的売却の実施も、このような備蓄制度の円滑な運営に寄与するものである。

## 2 一般の非滅菌手袋の備蓄品売却の具体的内容

### ① 売却実施の枠組み

非滅菌手袋の国備蓄品の売却について、一般競争入札の仕組みにより以下のとおり実施するものであり、本年 5 月 30 日に厚生労働省において入札公告を行っている。

非滅菌手袋の国備蓄品を国から購入するには、国の売却入札（一般競争入札）に応札していただく必要があり、応札書類の提出期限は本年 6 月 30 日となっている。応札の具体的な手続等については、厚生労働省ホームページの調達情報（[https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei\\_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-gp-nyusatu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-gp-nyusatu/index.html)）に掲載する入札公告（医療用手袋売払契約）及び入札説明書を参照していただきたい。入札説明書は、入札公告（医療用手袋売払契約）において、閲覧することができる。なお、応札には、競争参加資格として、「物品の買受け」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）を取得している必要がある。

購入方法等の概要については、別紙資料 1 をご参照いただきたい。

### ア 売却製品

使用期限切れまで 1 年又は 2 年程度の製品（22 製品）を、売却対象に選定。

製品リスト及びカタログについては、別紙資料 2 及び入札説明書別添資料を参照していただきたい。

### イ 売却数量

合計で約 7100 万双

### ウ 売却方式

型式、サイズ、使用期限、保管場所等により 22 製品を 211 単位に区分し、区分単位ごとに売却の一般競争入札を実施。

一般競争入札の仕組みにより売却するため、国から直接購入する（応札する）のは入札参加資格を有する事業者（販売業者等）と想定しており、購入を希望する医療機関等は、販売業者等に、国の売却製品を取り扱っているか否かや、販売業者等からの購入条

件などの相談、購入の申込み等を行って、販売業者等から購入することを想定している。ただし、医療機関等が国備蓄品の売却入札に応札する場合は、国から直接購入することができる。

本年4月から実施したG-MISでの非滅菌手袋の購入希望調査にご回答いただいた医療機関については、調査結果の提供を受けた販売業者が医療機関に適宜連絡を取り、医療機関への販売条件の調整等を行うフローも想定している。仮に販売業者からの連絡がない場合は、取引のある販売業者等への購入の相談等を行っていただきたい。

また、一般競争入札を通じて、国から販売業者等に適正な価格で売却放出を実施する。

なお、不落となった製品については、公募・随意契約により再度売却に付することを予定している。

## ② 売却実施のスケジュール（予定）

5月30日 非滅菌手袋の売却入札の公告を実施。

6月30日 非滅菌手袋の売却入札の応札書類の提出期限

7月上旬 開札、落札者決定

7月中旬又は下旬 売却の一般競争入札で不落（売れ残り）となった製品について、公募・随意契約により再度売却。

8月以降 売却製品の落札者（販売業者等）による引き取りを開始。その後、その売却製品を落札者が医療機関等に販売し、納品することを想定。

（注）売却製品は、売却入札での落札者が、原則、その負担で国の保管場所から引き取りを行うこととしており、また、売却入札では、引き取り費用の分、価格を引き下げて売却する（製品価格から引き取り費用を控除した金額で購入価格の競争を行って、売却する）。なお、一部の指定する製品については、国からその負担で、売却入札での落札者に配送を行う。